

第 55 類 人造繊維の短繊維及びその織物

注

1 第 55.01 項及び第 55.02 項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維（トウの長さに等しい長さのものに限る。）から成るもののうち、次のすべての要件を満たすもののみを含む。

（a）長さが 2 メートルを超えること。

（b）より数が 1 メートルにつき 5 未満であること。

（c）構成する 1 本の長繊維が 67 デシテックス未満であること。

（d）合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの 2 倍を超えて伸びないこと。

（e）1 束につき 20,000 デシテックスを超えること。

長さが 2 メートル以下のトウは、第 55.03 項又は第 55.04 項に属する。

備考

1 この類においては絹には、絹ノイルその他の絹くずを含む。